

石岡市入札監視委員会

令和5年度第2回会議 議事概要

開催日時 及び場所	令和5年9月29日(金) 14:00～
	石岡市役所 204会議室
出席委員	委員長 井川 洋一 委員 井上 拓也 委員 小柳 武和 委員 箕輪 浩徳 委員 村田 一晃 (敬称略)
審議内容	低入札価格調査制度の見直しについて
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし

(別紙)

審議案件：低入札価格調査制度の見直しについて	
意見・質問	回答
<p>この見直しを行うこととなったきっかけについて、地元企業からどのような話があったのかということと、最低制限価格制度型が議会要望となっているが、議会からどのような話があったのか、あるいは議員からなのか、その辺りを説明して欲しい。</p>	<p>昨年度から今年度にかけて対予定価格で70%程度となる入札があり、予定価格に対して失格基準価格が低いとの指摘を地元企業から頂きました。最低制限価格制度型については、議会の要望というよりは議員の質問に関することですので、議員要望となります。</p>
<p>国特別調査基準型と県失格判断基準型は、いずれも資料の提出後に調査を行うようだが、何が違うのか。提出資料の分量も多く、調査効果も良く分からないが、補足説明して欲しい。</p>	<p>国特別調査基準型では落札者から膨大な資料の提出を受けて調査をするものですが、一定の調査効果は認められるものの、それだけで全て判断出来るものではないと考えています。</p> <p>県失格判断基準型は、いずれかの経費が失格基準を下回った場合は調査せずに失格となります。当該案について、地元企業の意見交換会において説明した際、「直接工事費の部分で価格が低くなる傾向があり、そこを下回ったとしても調査によって落札できる可能性を残して欲しい」との要望があったことから、事務局としては国特別調査基準型を検討しています。</p>
<p>あくまで感覚の話だが、そのような折衷案は良い結果にならない傾向があるように思う。行政としても膨大な資料調査を行っても得られる効果に確信が無いと感じているのではないかと業者側としても余計な書類提出ばかりが増えるという結果になるのではないかと危惧している。</p>	<p>答弁なし（意見のみ）</p>

<p>いい加減な工事とならないようにルールを決めるという方向性は良いと思うが、失格基準価格の対予定価格比率のバランスについては、曖昧にならないよう明確な基準を定める必要があると思う。また、検討する際は、これまでの委員会の審議案件で散見された1者のみによる入札とならないような方法を、併せて考えて欲しい。</p>	<p>答弁なし（意見のみ）</p>
<p>（国特別調査基準型では）行政の恣意性が入り込む余地があるというのが当該案の致命的な部分と思われるので、透明性の確保・徹底が必須になると考える。</p>	<p>答弁なし（意見のみ）</p>
<p>制度を改正する場合の手続きはどのように行うのか？</p>	<p>要綱の改正を実施します。ほぼ全面改正になると思われます。</p>
<p>議決案件ではないという解釈で良いか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>地元企業には説明をするのか？</p>	<p>地元企業へ説明する前に、常任委員会へ説明したいと考えています。</p>
<p>そうすると、それなりの理由を添えて説明することになるのか？</p>	<p>はい。</p>
<p>国特別調査基準型では行政コストの増大が懸念されるが、事務局としてはそれを含めて可能であると考えているのか？</p>	<p>事務負担は大きいと感じています。</p>
<p>国特別調査基準型では全ての項目で資料調査をするようになってきているが、基準価格を下回った項目のみ調査を実施するというようなやり方は出来ないのか？とにかく調査量を減らさなければ業者も行政も負担が大きいのではないかと考える。</p>	<p>答弁なし（意見のみ）</p>

<p>事務局の事務量が增大することが予想されるが、人員増等の見込みはあるのか？</p>	<p>現時点ではありません。</p>
<p>そうすると調査自体が万全に出来るのかという問題も出てくる。そう考えると現実的には県失格判断基準型というのも検討しても良いのではないかと考えるが？人員を増やせば出来るというものでもないのではないかと思う。</p>	<p>答弁なし（意見のみ）</p>
<p>地元業者としては「基準価格を一つでも下回れば失格」の部分に嫌がっているという解釈で良いか？それは膨大な資料の提出をしなければならぬ事を分かった上でのことか？</p>	<p>その部分は知らないと思います。</p>
<p>その部分を考慮していない中で国特別調査基準型を導入するというのは危険ではないか？「基準価格を一つ下回っても即失格にはならないが、膨大な資料の提出が必要」という部分を説明しなければ、「こんなはずではなかった」となりはしないか？</p>	<p>答弁なし（意見のみ）</p>
<p>提出資料の一覧に「下請け業者のリスト」があったが、入札時には下請け業者を決めていないのが一般的と聞いている。そう考えると、この調査自体がどこまで意味があるものなのかという感じがするが？</p>	<p>下請け業者からの見積り価格は暫定価格であって、落札後に詳細な打合せを基に下請け金額を決定している所がほとんどですので、事前提出された資料がどこまで判断の根拠に成り得るか等の問題はあると考えます。</p>
<p>県失格判断基準型の失格判断基準について、地元企業が嫌がる実質的な理由について、もう少し詳しく説明して頂きたい。</p>	<p>直接工事費の90%という部分で石岡市の積算基準と民間の積算で違う事が多く、企業努力で金額が大きく下がる部分と聞いています。この部分で調査基準価格を下回ることが多いので、それを即失</p>

<p>結局は相場価格から離れることが問題であるのだから、相場価格に収束させる技法として、失格基準価格を固定するのではなく、入札金額に対する掛け率で失格基準価格を決定するような事例が、他の自治体であると聞いているが、その辺りの検討はしているか？</p> <p>委員会におけるこれまでの検討の方向としては、国特別調査基準型をそのまま導入することはあまり良くないのでは？という論調だと思う。そうなれば、現行の基準から変更しないという方法と、他のパターンを検討する方法ということになると思う。ひとまず現行のまま変えないという事に致命的な問題があるとも思えないのだが、問題は地元企業の意見が強いということか？</p> <p>入札参加者が少なく、1者による入札という案件もこれまで何度か見られたが、国特別調査基準型を導入した場合に、問題点にも記載がある「入札参加者の減少」という懸念を事務局はどの程度の重みで考えているのか？</p> <p>この5つのパターンは事務局が分かりやすく示してくれているのだと思うが、一つのパターンのうち、その一部のルールを変える余地があるのか？つまり、県失格判断基準型を採用して、地元業者が嫌がっている「基準価格を一つでも下回れ</p>	<p>格とせずに低入札価格調査をした上で判断をして欲しいという意見がありました。</p> <p>そういう制度があることは知っておりますが、検討はしておりません。</p> <p>低価格で工事を履行することについては、監督員の技術レベルによる施工品質の低下という問題もありますが、そういったリスクを負い続ける事を考えると、市としても県内多くの自治体で採用されている国特別調査基準型が県失格判断基準型を採用することが望ましいのではないかと考えています。</p> <p>工種によって参加者が少ない業種があるのも事実です。国特別調査基準型を導入することで更に負担がかかるので、参加者が減るというリスクはあります。ご指摘の部分を検討していないわけではないのですが、難しい部分です。</p> <p>検討する余地は有ります。地元企業の意見交換会でも直接工事費の部分がどうしても基準価格を下回ってしまうという話があったことはお話した通りですが、事務局としても、直接工事費は下請け業者に直接影響が出る部分でもあるので、そ</p>
--	--

ば失格」という部分の運用を変えるという
ような余地はあるという理解で良い
か？それとも、他の自治体がやっている
のと同じのルールの方が説明しやすいか
ら変えたくないという事なのか？

どちらに比重を置くかという議論だと思
うが、この手の問題は完璧な方法が見つ
からない中で、どちらかを優先してもう
一方は色々やりとりをしながら改善し
ていくような方法が取れないかと思うの
だが。

おそらく事務局も認識していると思う
が、県失格判断基準型の失格判断基準で
運用するデメリットとして、直接工事費
の失格基準価格を市の職員から聞き出
そうとする可能性があるという点で、官製
談合という不祥事を受けて今回の検討が
始まっている事を考えれば、致命的なデ
メリットだと思う。それは失格基準を固
定することに起因する弊害であるので、
それを払拭するためには失格基準を変動
制にすることを考える必要があるのでは
ないか？

法人の建設業者の場合、社長が現場で直
接働いているケースがあると思う。一般
的に社長は間接のような位置付けの会社
が多いと思うが、その場合の人件費は直
接工事費に算入されているのか？

単価を決めて積算しているのか？

こは譲れないというお話をしました。そ
れでもなお、基準価格を下回った場合
でも、何とか考慮して欲しいとのご意見
を頂いたため、国特別調査基準型を検討
した次第です。

答弁なし（意見のみ）

ご指摘の部分に関する対策として、先ほ
どご指摘頂いたように「基準価格を一
つでも下回れば失格」という部分を変
えるというのも良いと思います。「積み
上げた額の合算で、その額を下回った
場合に自動的に失格」という方法もあ
るのかなと思います。まずそのように
運用し、後に「基準価格を一つでも
下回れば失格」という制度にするとい
うのも良いかなと考えます。

社長がというよりも、現場に従事する
人員は全て積算しています。

工事の場合は県の単価を採用して積算
しています。